

(法務委員会)

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する

法律の一部を改正する法律案(衆第五号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長し、平成十七年三月三十一日までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。